

第74回小田原市開発審査会 会議録

1 日 時 平成28年12月22日(木) 午前10時から午前10時40分まで

2 場 所 小田原市役所 4階 議会第3委員会室

3 出席者

小田原市開発審査会委員

会 長	田 村 泰 俊 (法 律)
会長職務代理者	稲 橋 信 克 (経 済)
委 員	荒木田 美香子 (公衆衛生)
委 員	加 藤 邦 裕 (行 政)

小田原市

副市長	時 田 光 章
都市部長	佐 藤 栄

処分庁

都市部副部長	片 野 誠 広
開発審査課長	吉 野 浩 二
開発審査課副課長	飯 澤 昭 彦
開発審査課調査係長	菅 野 孝 一
開発審査課主査	加 賀 康 永

事務局

都市政策課長	鈴 木 裕 一
都市政策課副課長	有 泉 三裕紀
都市政策課主査	神 田 明 香

傍聴者

0人

会 議 録

- 都市政策課長 　　ただいまより、第74回小田原市開発審査会を開催させていただく。
本日の審査会は、委員総数5名のうち、4名が出席であり、小田原市開発審査会
条例第5条第2項の規定による開会に必要な定数を満たしている。
また、本日の審査会では、「包括承認に係る報告について」は、小田原市情報公開
条例第8条第1号に基づき、個人の権利利益を害するおそれがあるが、また、「その他」に
ついては、同条例第8条第2号に基づき、法人の権利利益を害するおそれがあるため、
同条例第24条第2号に基づき、非公開とする。なお、本日の傍聴希望者はいない。
それでは、議題（1）会長及び職務代理者の選出に入る。
最初に会長であるが、小田原市開発審査会条例第4条第1項に、「審査会に会長を
置き、委員の互選によってこれを定める」と規定している。委員から意見はあるか。
- 加藤委員 　　長年本審議会の会長を務められ、精通されている田村委員に今期も会長をお願い
したいと考えるが、いかがか。
- 都市政策課長 　　ただいま、田村委員を会長にお願いしたいとの意見があったが、稲橋委員と荒木
田委員はいかがか。
- 各委員 　　異論はない。
- 都市政策課長 　　田村委員、お願いしてよろしいか。
- 田村委員 　　お引き受けする。
- 都市政策課長 　　それでは、田村委員に会長をお願いする。席の移動をお願いしたい。

（田村委員、会長席へ移動。併せて稲橋委員も移動）
- 都市政策課長 　　田村会長、一言あいさつをお願いしたい。
- 田村会長 　　（あいさつ）
- 都市政策課長 　　ここからの議事は、会長をお願いしたい。
- 田村会長 　　引き続き職務代理者であるが、同じく小田原市開発審査会条例第4条第3項に、
「会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。」と規定しているため、委員
が良ければ、私から指名したい。
- 各委員 　　（異議なし）
- 田村会長 　　それでは、前職務代理者である米多委員の後に委員となられた、稲橋委員に職務
代理者をお願いしたいと思うが、稲橋委員、引き受けてもらえるか。
- 稲橋委員 　　お引き受けする。
- 田村会長 　　次に、議事録署名人の確認をさせていただく。

議事録署名については、名簿順ということで荒木田委員にお願いする。
それでは、議題（２）「開発許可等申請について」、議第２０７号の説明を処分庁からお願いする。

調査係長 （議事説明） 議第２０７号

田村会長 本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。
本件は、新しく建築するのではなく、用途が変わっただけであるのか。

調査係長 そのとおりである。

加藤委員 いつ頃建てられた建物か。

調査係長 ごく最近である。平成２８年７月１１日に建築確認を取得して建てられた。もともと線引き前から存する専用住宅があり、専用住宅として建て替える相談を受けた。同一用途であることから許可は不要で、建築確認を取得した。しかし、建築に着工したが、実際には完成する前に用途変更したいということになった。その真意は、事務所の移転期間を短縮しなければならないということであった。本来であれば、事務所を新築するということが審査会に付議すべきであったが、申請者は、開発設計を営んでおり、許可基準等を熟知しているため、移転期間の短縮にあたり、専用住宅として建築確認を取得し、その後、審査会に付議し事務所に用途変更させるというものである。

加藤委員 最初からこのような建物であったのか。

調査係長 打合室がもともとはリビングであり、当初、専用住宅として見なされることを建築指導課が確認している。

加藤委員 新品同様の建物に見受けられたため疑問に思ったが、専用住宅として完了し、用途変更したと分かった。

田村会長 用途変更し、事務所を建てるということで、開発審査会でも十分認められる内容であると処分庁は考えているということでしょうか。

調査係長 そのとおりである。ただし、本来は、用途変更でなく事務所の新築ということで業者に指導し、付議したかった。手続きの順番としては逆であるが、考え方としては、周辺の環境を悪化させるおそれがないため、問題ないと判断している。

田村会長 他に意見・質問等もないため、これで承認するということがよろしいか。

（全員承諾）

田村会長 それでは、異議がないので、本件は承認することに決定する。
続いて処分庁から説明をお願いする。

調査係長 （議事説明） 議第２０３号における意見の対応状況について

田村会長 本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。

(特になし)

田村会長 報告案件のため、今後何か気づいたら、担当に連絡してほしい。特に意見・質問等もないため、次に移る。

調査係長 (議事説明) 包括承認に係る報告について (非公開)

調査係長 (議事説明) その他 (非公開)

田村会長 最後に、事務局から何かあるか。

都市政策課長 次回の審査会は、2月13日(月)午後3時からを予定している。
開催場所については、改めて委員の皆様にご連絡させていただく。
事務局からは以上である。

田村会長 本日はこれで終了する。

(会議終了)

以上、小田原市開発審査会条例施行規則(小田原市規則第60号)第3条第1項の規定により、会議録を作成し、同条第2項の規定により、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会 長

議事録署名人
